

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成28年8月1日 No. 779

労働基準情報

岩手

August

8
2016



『朝靄の中に(紫波町)』 写真：眞 館 弘 治

健康と安全チェックが 作業の基本 しっかり守って ゼロ災職場

(中災防 年間標語)

〔目次〕

平成28年度 安全衛生優良事業場 岩手労働局長表彰	… 2
脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況	… 3
平成27年度 個別労働紛争解決制度施行状況(その1)	… 4
労働災害防止の取組強化に関する要請	… 6
クエスチョン、介護支援取組助成金の見直しについて	… 7
メンタルヘルスとコミュニケーション⑤	… 8
インフォメーション、死亡災害速報	… 9
講習会のお知らせ	… 10・11

平成28年度 安全衛生優良事業場 岩手労働局長表彰

第89回全国安全週間（7月1日～7月7日）に合わせ、7月1日に、岩手労働局において、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場に対する表彰式が行われました。

表彰式は、岩手労働局長表彰を受ける岩手大崎電気株式会社の代表取締役社長 川崎 透 殿（前列中央）、来賓の岩手労働災害防止団体連絡協議会長 九萬原 敏己氏（前列中央右）、同協議会座長 戸澤 勝弘 氏（前列右）を迎え、岩手労働局長（前列中央左）以下、労働基準部長、各課室長の出席のもと、執り行われました。

表彰式では、久古谷 敏行 岩手労働局長から「地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められた」として岩手大崎電気株式会社 川崎 透 代表取締役社長 に表彰状が授与されました。

続いて岩手労働局長が式辞の中で「この受賞を契機に労働安全衛生対策の更なる推進に御尽力いただき、地域における安全衛生活動水準の向上への貢献をご期待申し上げます。」と述べられ、さらに岩手労働災害防止団体連絡協議会会長が祝辞を述べ、受賞者が謝辞の中で「本日の受賞を契機に社員一同、尚一層の労働安全衛生活動の充実を目指して努力していく所存でございます。」と述べられました。

表彰を受けられた事業場の表彰のポイントは次のとおりです。

おめでとうございます。



岩手労働局長 奨励賞（安全確保対策）

岩手大崎電気株式会社
（雫石町）

【受賞理由】

事業場の安全確保対策が良好で他の模範となる安全衛生管理活動を行っていること。

（具体的な安全衛生管理活動等）

- 1 安全衛生委員会の中にリスクアセスメント事務局、作業安全専門部会、電気専門部会、防火専門部会などを設置し、きめ細かい安全衛生管理を実施している。
- 2 毎年度PDCAサイクルによる年間安全衛生管理計画が作成され、労働者への周知を図っている。
- 3 安全衛生委員会に設置された専門部会ごとに、毎月重点項目を定めて巡視、指導を実施しており、創意工夫が認められる。
- 4 新規入場者教育の受講者にレポートを作成させるなど教育の効果を高める努力をしており、創意工夫が認められる。
- 5 平成12年の分社化以降無災害を継続している

脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

～岩手の請求件数は、脳・心臓疾患、精神障害ともに平成25年度を境に減少～

厚生労働省は6月24日、平成27年度の「脳・心臓疾患」と、「精神障害」に係る労災補償状況を取りまとめ、公表しました。

全国と岩手労働局管内における労災補償の状況は、表1及び2のとおりです。

表1 脳・心臓疾患の労災補償状況 (単位：件)

岩手	区分		年度				
			H23	H24	H25	H26	H27
脳・心臓疾患	請求件数		7 (3)	5 (3)	10 (5)	7 (2)	6 (4)
	決定件数		2 (0)	8 (4)	4 (2)	7 (5)	5 (2)
	うち支給決定件数		2 (0)	4 (3)	1 (1)	5 (3)	4 (2)

表2 精神障害の労災補償状況 (単位：件)

岩手	区分		年度				
			H23	H24	H25	H26	H27
精神障害	請求件数		7 (1)	10 (1)	16 (1)	13 (3)	7 (1)
	決定件数		4 (0)	12 (1)	7 (1)	17 (4)	9 (1)
	うち支給決定件数		1 (0)	5 (0)	6 (1)	10 (2)	6 (0)

全国	区分		年度				
			H23	H24	H25	H26	H27
脳・心臓疾患	請求件数		898 (302)	842 (285)	784 (283)	763 (242)	795 (283)
	決定件数		718 (248)	741 (272)	683 (290)	637 (245)	671 (246)
	うち支給決定件数		310 (121)	338 (123)	306 (133)	277 (121)	251 (96)

※ () は死亡

脳梗塞などの「脳血管疾患」、心筋梗塞などの「心臓疾患」については、その発症の基礎となる血管病変等が、主に加齢、食生活、生活環境などの日常生活による諸要因や遺伝等による要因により徐々に増悪して発症するものですが、過重な仕事の原因で自然経過を超えて急激に増悪し発症する場合があります。このように、過重な仕事の原因で脳・心臓疾患を発症し、死に至ったケースがいわゆる「過労死」と呼ばれているものです。

岩手における請求件数は平成25年度を境に減少しており、全国の請求件数も減少傾向にありましたが、平成27年度は若干増加しました。

なお、脳血管疾患・心臓疾患の労災認定は、平成13年12月に定められた「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」により判断されています。

全国	区分		年度				
			H23	H24	H25	H26	H27
精神障害	請求件数		1,272 (202)	1,257 (169)	1,409 (177)	1,456 (213)	1,515 (199)
	決定件数		1,074 (176)	1,217 (203)	1,193 (157)	1,307 (210)	1,306 (205)
	うち支給決定件数		325 (66)	475 (93)	436 (63)	497 (99)	472 (93)

※ () は自殺

精神障害は、外部からのストレス（仕事によるストレスや私生活でのストレス）とそのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。

岩手における請求件数は前年度と比較して大幅に減少していますが、全国の請求件数は過去最多となっています。

発病原因とされた出来事別について全国の状況を見ると、支給決定事案の中で最も多いのが、「仕事の内容・仕事の量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった。」（75件）で、次いで、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（60件）の順となっています。

なお、精神障害の労災認定（発病した精神障害が業務上のものと認められるかの判断）は、平成23年12月に定められた「心理的負荷による精神障害の認定基準」により行われています。

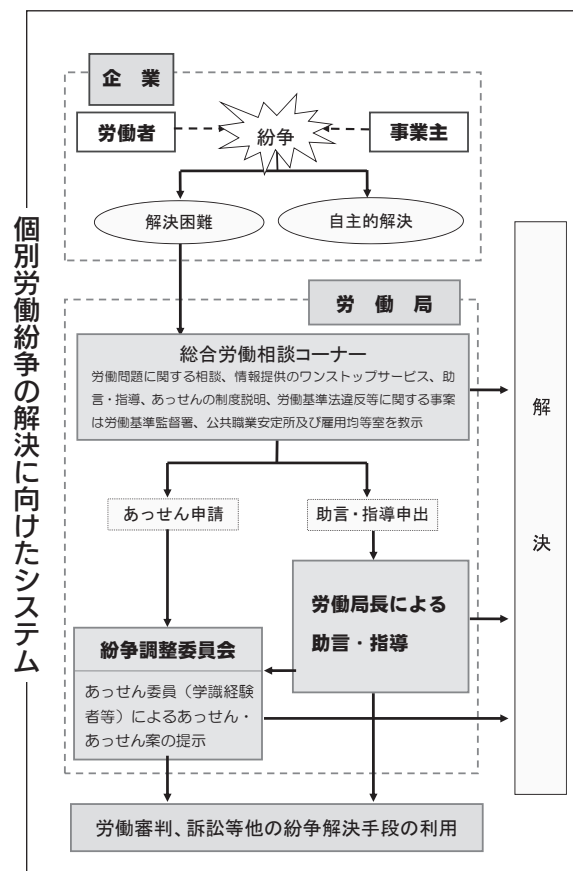
「脳・心臓疾患」及び「精神障害」に係る労災補償状況の詳細は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/00000128216.html>) に、詳しく掲載されておりますので御参照下さい。
また、「脳・心臓疾患」及び「精神障害」の労災認定基準の詳細については、岩手労働局労災補償課 (019-604-3009)、又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

個別労働紛争の相談件数は過去最多 （2,908件）、相談内容は「いじめ・嫌が らせ」が3年連続で1千件を超える

岩手労働局では、解雇や職場における「いじめ・嫌がらせ」をはじめとする個々の労働者と事業主との間の紛争を解決するため、労働局及び各労働基準監督署内に合計8箇所の総合労働相談コーナーを設置して「個別労働紛争解決制度」を運用しており、今般、同制度の平成27年度の状況を取りまとめました。

【平成27年度の相談、助言・指導、あっせんの概況】

- ・総合労働相談件数 **10,599件**
(前年度比 4.5%増)
- うち民事上の個別労働紛争相談件数 **2,908件**
(前年度比 4.2%増)
- ・助言・指導申出件数 **165件**
(前年度比 29.9%増)
- ・あっせん申請件数 **52件**
(前年度比 13.0%増)



○個別労働紛争の相談件数は過去最多、相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が3年連続で1,000件を超える

個別労働紛争に関する相談は5年連続で増加し、過去最多となった。相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」が1,015件（26年度1,004件）で、3年連続で1,000件を超えるとともに、個別労働紛争の相談内容全体の17.9%を占め、4年連続トップとなった。

○「助言・指導」の申出件数、「あっせん」の申請件数ともに増加

「助言・指導」※1の申出件数は165件と前年度から29.9%の大幅な増加となった。申出の内容は「いじめ・嫌がらせ」が最も多かった。27年度中に「助言・指導」を終了した164件のうち121件（73.8%）が解決し、また、手続はほとんどが10日以内に終了している。

「あっせん」※2の申請件数も前年度から13.0%増加した。申請の内容は「解雇」に関するものが最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」が多かった。開催した「あっせん」のうち、17件が合意解決し、また、手続はほとんどが2か月以内に終了している。

なお、「助言・指導」は10日以内、「あっせん」は2か月以内に手続き終了と、「簡易・迅速・無料」という制度の特徴を活かした運用がなされている。

参考：「いじめ・嫌がらせ」の推移

（注：カッコ内は構成比率）

	26年度	27年度	状 況
個別労働紛争の相談	1,004件（18.4%）	1,015件（17.9%）	11件増、1.1%増
助 言 ・ 指 導	27件（17.9%）	61件（30.3%）	34件増、2.25倍
あ つ せ ん	15件（27.8%）	14件（20.3%）	1件減、6.7%減

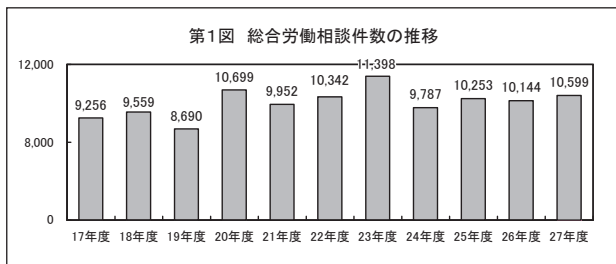
※1 「助言・指導」とは、労働者等の申出に基づき労働局長が紛争当事者（相手側）に助言・指導し、解決を促す制度です。

※2 「あっせん」とは、弁護士などの公平・中立な立場にあるあっせん委員が当事者間の話し合いの調整を行い解決を図る制度です。

I 相談の状況について

1 総合労働相談件数 < 1万件前後で高止まり >

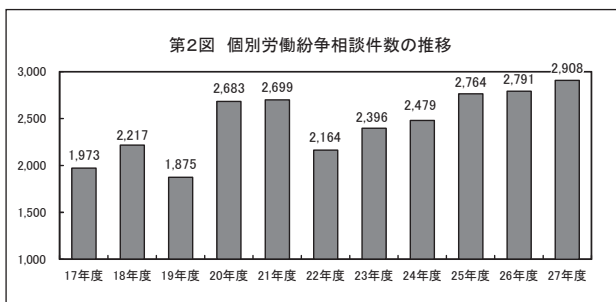
総合労働相談件数は10,599件で前年度（10,144件）と比べて4.5%増加し、平成20年度から高止まりの傾向である（第1図）。



2 個別労働紛争に関する相談件数と内容

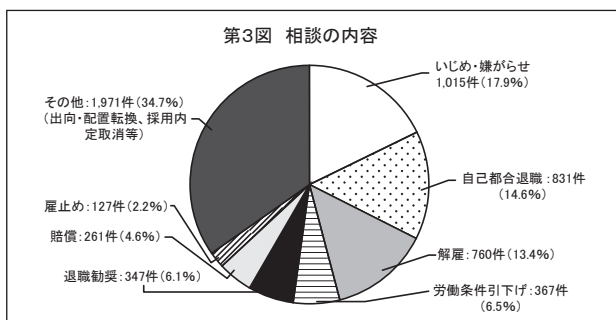
(1) 相談件数 < 5年連続増加で過去最多 >

個別労働紛争に関する相談件数は2,908件で、前年度（2,791件）と比べて4.2%増加し、平成22年度以後5年連続での増加となり過去最多となっている（第2図）。



(2) 相談の内容 < 「いじめ・嫌がらせ」が最も多くおよそ2割を占める >

「いじめ・嫌がらせ」が1,015件（17.9%）で最多、次いで「自己都合退職」が831件（14.6%）、「解雇」が760件（13.4%）、「労働条件の引下げ」が367件（6.5%）となり、これらの相談で5割以上を占めた。（第3図）。

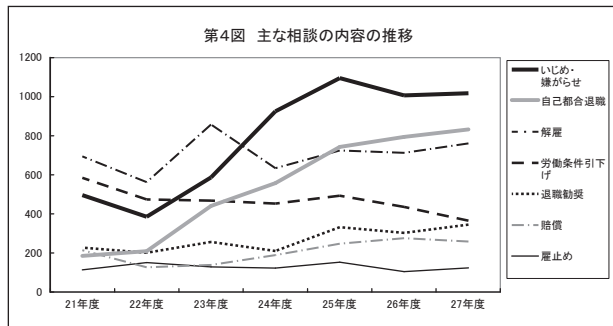


（注）1件の相談で複数の内容があった場合は重複計上しており、各内容の総計は相談件数とは一致しない。

(3) 主な相談の内容の推移 < 「いじめ・嫌がらせ」が3年連続1,000件超 >

「いじめ・嫌がらせ」の相談が前年度と比べて増加し、3年連続で1,000件を超えている。また、「自己都合退職」の相談も増えており、3年連続で「解雇」を上回っている（第4図）。

「いじめ・嫌がらせ」の相談が多い要因として、「パワハラ」という言葉が世の中に浸透し、いじめ・嫌がらせの問題が顕在化していることや職場のいじめや嫌がらせは単なる人間関係のもつれではなく、解決されるべき労働問題との考え方が広がったことが考えられる。

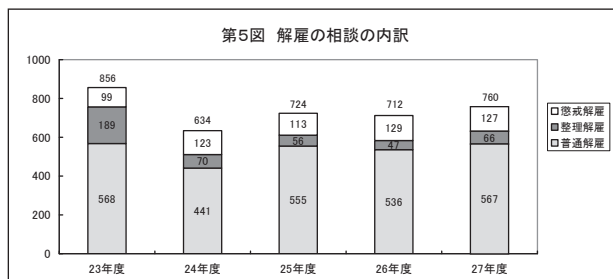


（注）1件の相談で複数の内容があった場合は重複計上しており、各内容の総計は相談件数とは一致しない。

(4) 解雇の相談の内訳 < 「普通解雇」、「整理解雇」が前年度より増加 >

平成27年度は「普通解雇」及び「整理解雇」が前年より増加し、「懲戒解雇」が前年よりわずかに減少した。

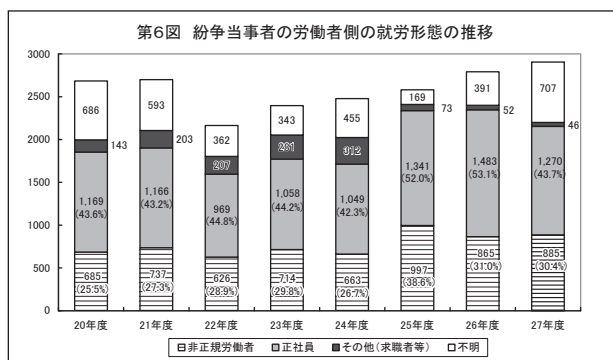
東日本大震災の影響を受けた平成23年度は「整理解雇」の割合が多くなっている（第5図）。



(5) 相談者の属性等 < 紛争当事者は「正社員」が4割以上を占める >

労働者からの相談が2,362件（81.2%）、事業主からの相談が264件（9.1%）、家族や友人等からの相談が282件（9.7%）であった。

また、紛争当事者の労働者側の就労形態を見ると、正社員の相談が43.7%（1,270人）に対し、非正規労働者（パート、期間契約及び派遣労働者等）の相談は合計30.4%（885人）であった（第6図）。



労働災害防止の取組強化に関する要請

平成28年7月1日

岩手労働災害防止団体連絡協議会会長 殿

労働災害防止の取組強化に関する要請書

岩手県内における休業4日以上労働災害による被災者数は、平成22年から5年連続で増加し、平成27年の被災者数は前年をやや下回ったものの、平成28年の5月末現在の休業4日以上労働災害による被災者数は462人と前年同期を13人2.9%上回り、このままでは再び増加に転じかねない状況にあります。

また、労働災害による死亡者数も平成21年に13人と過去最少を記録した以後は増加しており、平成26年には7年ぶりに20人を超えて26人に達し、平成27年は前年より5人減少し21人となったものの、未だ20人を上回っているところではあります。

平成28年の死亡労働災害についても6月20日現在12人と前年の7人を5人上回っており、特に6月においては、6月15日から20日までの6日間の労働災害で3人の労働者が死亡するという事態となっています。

東日本大震災から5年が経過し、震災発生直後の混乱期から脱しつつある状況下において、これ以上の労働災害の増加は許されるものではなく、労働災害、とりわけ死亡労働災害の発生防止について、一層の取組が求められるところです。

つきましては、貴団体におかれましては、この現状を御理解いただくとともに、本年度の全国安全週間を契機に、同週間実施要綱において実施者が継続的に実施する事項とされている安全衛生活動の推進、各種労働災害防止対策の実施について、傘下団体を通じた企業への周知・指導が行われるよう、要請いたします。

岩手労働局長
久古谷敏行



左から久古谷岩手労働局長と
災害防止団体連絡協議会・九萬原会長

岩手労働局管内における休業4日以上労働災害による被災者数は、平成27年は前年をやや下回ったものの、平成28年の5月末現在の被災者数は462人と前年同期を13人2.9%上回る状況となっており、死亡労働災害についても6月20日現在12人と前年の7人を5人上回りました。特に6月においては、6月15日から20日までの6日間で3人の労働者が死亡するという事態となったことから、7月1日に岩手労働局長から岩手労働災害防止団体連絡協議会会長に対して、「労働災害防止の取組強化に関する要請書」を手交し、労働災害の防止について一層の取組を要請しました。

第75回

全国産業安全衛生大会

2016
in 仙台

受付中

大会テーマ 築こう未来へ安全と健康でつなぐ 復興の架け橋

開催期間 平成28年 10月19日(水)→10月21日(金)

会場 総合集会 10月19日 分科会 10月20日・21日
仙台市体育館 仙台国際センター 他、仙台市内各会場

同時開催 緑十字展2016 会場：みやぎ産業交流センター（夢メッセみやぎ）



スペシャル
トーク

俳優・
ミュージシャン
中村雅俊

主催：中央労働災害防止協会 お問い合わせは当協会へ



『採用面接時における女性のみへの質問について』

Q わが社は従業員数名の会社です。
今度、事務員を募集しますが、若い女性から応募があった場合、仕事を覚える前に、妊娠して休業されては困ると思っています。採用面接の際に、「今後、子を持つ予定があるか」、女性にのみ質問してもかまわないでしょうか。

A 男女雇用機会均等法では、募集や採用に当たり、全過程において、男性のみや女性のみ、男女異なる取扱いをすることを禁止しています。このことから、採用面接の際に、「今後、子を持つ予定があるか」、「子供が生まれた場合の継続就労希望の有無」等、女性に対してのみ、一定の事項を質問することは均等法に違反します。

このほかに、女性についてのみ、未婚者であること、子を有していないこと、自宅通勤を条件とすることも禁止されていますのでご注意ください。

介護支援取組助成金の見直しについて

平成28年度から新設された「介護支援取組助成金」は、仕事と介護を両立できる職場づくりをさらに進めていただくため、より一層の取組効果を上げることをめざして、平成28年6月24日(金)から支給要件の一部が見直されました。

平成28年度当初の支給要件により準備をされていた事業所におかれましては、支給要件が変更になりましたので、ご注意ください。

介護支援取組助成金見直しの概要

助成金の要件として5つの取組を行う必要があります。変更となった要件の主な項目は以下のとおりです。

①仕事と介護の両立に関するアンケート調査の実施

【変更点】以下の②、③に先立って実施すること。

②【新設】制度設計・見直し

育児・介護休業法に定める介護関係制度について法律を上回る制度を導入すること（③、④より前に実施）。

③社内研修及び制度周知

【変更点】社内研修について、アンケート調査後に1時間以上実施し、雇用保険被保険者の8割以上が受講していること。また、研修時間内に質疑応答ができること。

④相談窓口の設置・周知

【変更点】窓口担当者の氏名、電話番号、メールアドレス等で特定できる相談窓口とすること。また相談窓口担当者は③の社内研修に参加すること。

⑤【新設】働き方改革

年次有給休暇の取得促進及び時間外労働時間の削減について、①～④に取り組んでから3か月経過後、一定水準以上の実績があること。

他にも要件があります。詳細については、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、岩手労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 岩手労働局雇用環境・均等室
電話 019-604-3010

メンタルヘルスと コミュニケーション

⑤ 自分のことを知ろう～ 自己効力感
今松 明子

私たちは仕事をしていて、何らかの困難や問題にぶち当たることがあります。そんな時にこうすればうまくできるはずと考え、自分にはそれを越えられるゾ！実行できるゾ！という自信を持てること、それを**自己効力感**といいます。これは心理学者バンデューラの説で、モチベーションに大きく影響することはお分かりの通りです。なかなか思う通りにならない、うまくできない、そんな時に自己効力感の高い人は簡単にあきらめることをせず、自分にはできるんだという自分自身を信じて努力を続けるでしょう。反対に低い人は簡単にあきらめてしまうかもしれません。ですから、困難や問題にぶつかったときにどれだけ耐えることができるかを決めるということにつながっていくものです。

少し詳しく記すとバンデューラはいろいろ考えてこうすればいいんだとわかっていたり、経験則からああいうふうに行動すればいい結果になるんだとわかっていたとしても、自分はそれができるゾという自信がなければその行動は達成されないんだと言っています。この場合の自信は自己効力感ということですが、きつこうなるだろうという結果の予測よりも自己効力感が行動変容にとって重要な要因だと言っているのです。

もともと専門職2人でやっていた業務ですが、二人でやっていた時はそれぞれに仕事の明確な分担がなく、なんとなくその時に手空きだった方が処理をするという暗黙のルールの中でやってきました。一人が我が道を行く的な所がある方だったので、問題がなかったわけではないのですが、もう一人に負担がかかっても相手との関係性を考え、口にすることもなく、長年不満を持ちながらも表面上は何の問題もないように振舞っていました。しかし、我慢の限界でどうにかしてほしいと面接時に上司に話したところから、増員というこ

とにつながり、専門職三人体制に変わることになりました。

結局、ベテランさんが配属になりました。こうなると今までの暗黙のルールは通用しません。きちんと分担をしていこうとベテランさんは動きだしました。長い時間をかけ、二人に相談、合意を得ながら、きちんと分担表を作成し担当を明確にして、その通り仕事を始めていくことにしました。

ところが、一人がなんだかんだともっともらしい理由を言い、担当となった業務をなかなか処理してくれません。携帯電話をいじっている、廊下でおしゃべりをしている、そんな様子も目に入ります。最初は様子を見ていたベテランさんも堪忍袋の緒が切れたと、本人に直接注意をしたのですが、その直後はやるのですがすぐに逆戻り。そんなことを繰り返し、また注意をしなければならないなと暗い気持ちになり、どうしたものかと困り果てていました。そんな中、「自分はベテランさんにいじめられているんだよ。」と他の人に話をしているということが耳に入ってきました。

やって当たり前のことをやらない、だから注意をただけなのに、なぜこんなことを言われるのか、どうしたらいいのだろうか。

自己効力感とは自分が自分で行動することを決め、その行動も自分でコントロールしているという感覚です。前述のとおり、私はこれをできるゾという自分に対する自信なのですが、当事者意識が伴わなければいけないのだと思います。

上記の事例はどうでしょうか。当事者意識が低そうです。だから、期待やニーズに応えていこうという感覚はないのかもしれませんが。加えて3人の関係性の問題もありそうです。分担については相談し合意を得ながらということでしたが、もしかしたら、相談をされている感覚は持ててなかったかもしれませんし、結果についても納得できていないのかもしれません。

前号で記した**自己肯定感**もそうですが、**自己効力感**も他人との健康的な人間関係が前提です。認めたり、認められたり、褒めたり、褒められたり、評価されたり、そういう他人からの言葉や行動で高まっていくものです。(次号へつづく)



新会員事業所のお知らせ

6月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)アダチ	盛岡市
盛岡	(有)フォレスト百万石	矢巾町
宮古	藤左官	宮古市

支部名	事業所名	所在地
釜石	菅原建設	釜石市
一関	(株)村上商会	一関市
一関	宮崎土地家屋調査士事務所	一関市

平成28年度第1回通常理事会を開催

当協会第1回通常理事会は、5月23日(月)15:30～17:30「ホテル東日本」の『椿の間』において開催され、次の議案を満場一致で承認しました。

- 第1号議案 平成27年度事業報告について
- 第2号議案 平成27年度決算報告について
- 第3号議案 労働保険事務組合事務処理規約の制定について
- 第4号議案 電子帳簿事務取扱規程の制定について
- 第5号議案 平成28年度定時評議員会の招集について
- 第6号議案 評議員選定委員会委員の選出について
- 第7号議案 賛助会員に関する規程の改定について



挨拶する九萬原代表理事

平成28年度定時評議員会を開催

当協会の平成28年度定時評議員会は、6月14日(火)15:00～16:45「ホテル東日本」の『青雲の間』において開催され、次の議案を満場一致で承認しました。

この後、任期満了に伴う理事の選任が行われ、本部・各支部から推薦された理事候補者全員が評議員の賛成により、選任されました。また、欠員に伴う監事の選任についても評議員の賛成により、選任されました。

- 第1号議案 平成27年度事業報告について
- 第2号議案 平成27年度決算報告について
- 第3号議案 平成28年度事業計画について
- 第4号議案 平成28年度収支予算について
- 第5号議案 任期満了に伴う理事の選任について
- 第6号議案 欠員に伴う監事の選任について
- 第7号議案 その他

定時評議員会終了後、選任された理事による平成28年度臨時理事会が開催され、会長、副会長、業務執行理事、専務理事が決議により選定されました。
※詳細については、当協会のHPを参照願います。



挨拶する九萬原代表理事、久古谷岩手労働局長

死亡災害速報(6月)

- 花巻署 建設業(鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業) 男(30歳代) 墜落、転落
工場の新築工事現場にて、建屋3階の天井クレーンを設置する作業中、高さ5.4mのH鋼上から床面まで墜落した。
- 盛岡署 運輸交通業(一般貨物自動車運送業) 男(50歳代) 墜落、転落
大型バスの窓枠を修繕するため、フォークリフトでパレットを高さ2m20cmまで上げ、その上に乗って作業を行った。作業終了後、他の労働者に命じて、フォークリフトを後退させたところ、パレットから墜落した。
- 二戸署 建設業(鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業) 男(60歳代) 墜落、転落
2階建て建築物の解体工事において、脚立に上がり1階天井の筋交いを取り外し脚立をおりる際、脚立から墜落した。

講習会のお知らせ

28年10月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	9/12(月)～13(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	※10,800	1,944
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10/27(木)～28(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	※10,800	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	8/29(月)～31(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	締 切	※16,200	2,160
		8/29(月)～30(火)・9/1(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
	玉掛け技能講習	8/25(木)～26(金)・28(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部	※22,680 (一部免除者) ※25,020	1,645
		8/29(月)～31(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/30(火)～9/1(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		8/30(火)～31(水)・9/2(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		10/19(水)～21(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	9/5(月)～8(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	29,160	1,620
		9/12(月)～15(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		9/12(月)～15(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		9/16(金)～19(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		10/11(火)～14(金)	久慈市中央公民館他	40	二戸支部		
		10/17(月)～20(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		10/18(火)～21(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		10/18(火)・24(月)～26(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	8/22(月)～23(火)・25(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	※29,160 (一部免除者) ※27,000	1,645
		8/23(火)～25(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		9/13(火)～15(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		9/13(火)～14(水)・16(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		9/14(水)～16(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		10/18(火)～20(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/18(火)～19(水)・21(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
	ガス溶接技能講習	8/18(木)～19(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	9,720	864
		10/14(金)～15(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部		
	高所作業車運転技能講習	10/3(月)～4(火)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	※34,560 (一部免除者) ※31,320	1,850
		10/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		10/4(火)～5(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/4(火)～6(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/24(月)～25(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部		
	安全衛生推進者養成講習	8/24(水)～25(木)	釜石職業訓練協会	40	釜石支部	8,640	1,296
		9/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部		
特 別 教 育	アーク溶接等の業務特別教育	9/2(金)～3(土)	北上製紙(株)	40	一関支部	※9,720 ※10,800	1,080
		10/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	小型車両系建設機械運転業務 特別教育	8/22(月)～23(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
		10/11(火)～12(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		10/24(月)～25(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	9/14(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	※4,860 ※5,940	648
	クレーン運転業務特別教育	9/20(火)～21(水)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 9,720	1,645
		9/27(火)～28(水)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/7(金)～8(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
	足場の組立て等の業務特別教育	9/13(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	800
	自由研削と石の取替え等の業務 特別教育	10/20(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	5,400 6,480	1,188
		10/22(土)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		10/28(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
	産業用ロボットの教示・検査等の業務 特別教育(学科課程)	10/18(火)～19(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,944
	巻上げ機の運転業務に係る特別教育	10/25(火)～26(水)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	※11,880 ※15,012	1,030

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
その他	職長教育	9/26(月)～27(火)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,880 12,960	864
		10/25(火)～26(水)	アイ・ドーム	50	一関支部		
	職長・安全衛生責任者	9/15(木)～16(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	11,880 12,960	1,512
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/13(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	※7560 ※8,640	1,620
	衛生担当者研修会	9/2(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	9/20(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	本部	※4,860 ※5,940	864
		10/31(月)		50			
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/6(木)～7(金) 及び 10/11(火)～12(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	※14,040 ※16,200	6,696
	衛生管理者能力向上教育(定期)	10/20(木)～21(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	※11880 ※14,040	2,484 しおり 648
	危険予知リスクアセスメント講習	8/23(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	※5,940 ※7,020	756

4月より受講料が変更となります。※印を付けた受講料が変更となっております。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」を開催します

平成28年6月1日に施行される改正労働安全衛生法では、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務付けられます。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、安全データシート(SDS)の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者が対象とされています。

当協会では、表記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。(詳細については、HPをご確認願います。)

- 日時 ① 平成28年9月20日(火) 13:30～16:30(受付13:00より)
② 平成28年10月31日(月) 13:30～16:30(受付13:00より)
- 場所 「岩手労働基準協会研修センター2F」 盛岡市北飯岡1丁目10-25
- 対象者 リスクアセスメント担当者(管理者等)
- カリキュラム

時間	テーマ	講師等
13:30～13:35	オリエンテーション	事務局
13:35～16:30	主な内容 (1) 化学物質とリスクアセスメント (2) SDSの内容 (3) 化学物質リスクアセスメントの進め方 (4) コントロール・バンディング (5) その他	労働衛生コンサルタント
16:30～	修了証交付	事務局

- 申込締切日 ①8月30日(火) 及び②10月11日(火) ただし定員50名になり次第締切らせていただきます。

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●7月号の正解

岩手労働局では、個々の労働者と事業主との間の紛争を解決するため、総合労働相談コーナーを設置して「個別労働紛争解決制度」を運用しています。総合労働相談件数は前年度比で4.5%増の10,599件で平成20年度から高止まりの傾向となっています。

平成27年度個別労働紛争に関する相談件数は5年連続で増加し、2,908件で過去最多となりました。「いじめ・嫌がらせ」は4年連続トップとなりました。

では「いじめ・嫌がらせ」は何件でしょうか？

- ① 1,004
- ② 1,015
- ③ 1,115

ヒント 本誌4～5ページに関連記事

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成28年8月22日(月)消印有効

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

①



藤沢野焼祭

写真提供：岩手県観光協会

特設会場で開催される夏の一大イベント。昭和51年に考古学者の故塩野半十郎氏の指導を得て、縄文の野焼きを再現したことをきっかけにはじまった祭り。16基もの窯から一斉に燃え上がる炎は感動そのものです。自らが制作した作品を縄文時代の製法そのままに焼き上げるとき、故岡本太郎先生が「ここには縄文人がたくさんいる。」と呼ばれたように縄文時代のロマンとともに現代に縄文人が蘇ります。盛りだくさんのイベントを企画しています。

開催日 平成28年8月13日(土)・14日(日)

連絡先 一関市藤沢支所 産業経済課

開催地 一関市藤沢町藤沢字仁郷50(藤沢運動広場)

電話番号 0191-63-2111

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

流行語覚えぬうちに死語となり

流行語もギャクも次々と生まれては消えて行く。年末の新語・流行語大賞も知らない言葉が半分くらいある。覚えられない方が利口な生き方に思えて来る。

(川柳原生林5月号〈杜若〉川村静子作品より)

*778号の「(川柳原生林4月号〈杜若〉田中士郎作品より)」は「(川柳原生林4月号〈杜若〉田中士郎作品より)」の誤りでした。訂正してお詫いたします。

岩手の死亡災害(6月末)

製造業	2	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	4	(5)
運輸交通業	1	(2)
林業	3	(0)
商業	1	(1)
その他	1	(0)

累計 12 (9)
()内は前年同期

編集後記

7月の基準情報誌で次号は、労働基準法の生い立ちについて触れることで小職が話しました。日本における労働法の歴史は、大正5年施行の工場法から始まる。工場法は、女子、年少者に関する最低年齢、最長労働時間等、労働者一般に関する業務上の傷病・死亡についての扶助制度等を主な内容としていた。当時、工場法制定前は、紡績工女や年季奉公などのように搾取・専制の労働関係が多く見られ、労働組合運動は、刑事法規により厳しく抑圧されていました。労働者を保護するには不十分なものであったことは言うまでもありません。

戦後の労働政策は、労働関係法の制定から始まった。昭和20年12月に旧労働組合法(24年6月に全面改正)されたのを皮切りに、昭和21年9月に労働関係調整法、昭和22年4月に労働基準法、および、労働者災害補償保険法、同11月に職業安定法、同12月に失業保険法と戦後数年の間に主要

な労働関係法が誕生した。

労働基準法総則には「人たるに値する生活を保障する」とした労働憲章をかかげている。その他総則の中に、「強制労働の禁止」「中間搾取の禁止」「賠償予定の禁止」「前借金相殺の禁止」「強制貯金の禁止」「金品の返還」など、今の我々が考えるとうしてそんなことを疑問に思うようなことが定められているが、これらは我々の先人たる労働者が労働の現場で最も脅えていたことだったからである。

このように労働基準法は、私たち労働者の先人たちが命をかけて後世に残してくれた財産なのです。そして、私たちはこのようにしてできた労働基準法と現在の労働環境をどう捉え、そして後世にどうつないでいくか……。それが今に生きる私たち労働者の役割なのではないでしょうか。

発行 平成28年8月1日

定価 1部 100円

{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会

盛岡市北飯岡一丁目10-25

☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018

編集・発行人 戸澤勝弘